

各学校長及び
各学校施設開放運営委員会委員長 様

教育施設課長
スポーツ振興課長

奈良市立学校施設の今後の利用について（通知）

平素より、奈良市立学校の運営及び奈良市学校施設開放事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的にも、また、奈良県、奈良市におきましても感染者数が急速に増加しております。

このことから、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の学校施設の利用について、できる限りの活動自粛を要請いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、利用される場合には利用条件を厳守して頂くよう周知徹底をお願いいたします。

また、令和 4 年 1 月 13 日付け、奈教学第 1250 号「市立中学校における 1 月 15 日（土）からの部活動の対応について」に基づき、「奈良市学校施設開放事業における施設の利用条件」を下記の通り変更いたしますので、利用団体等へ連絡の程よろしくお願いいたします。

記

1. 利用条件の変更点（一部抜粋）※詳細は別紙参照

- (1) ⑤現在…対外試合を行う場合は、新型コロナウイルス感染症に関わる「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」等の対象となっている地域にお住まいの方の利用はご遠慮ください。

変更…対外試合を行う場合は、市内チーム同士での実施に限ります。また、新型コロナウイルス感染症に関わる「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」等の対象となっている地域にお住まいの方の利用はご遠慮ください。

- (2) ⑨現在…活動をしていない時間(休憩中等)はマスクの着用をお願いします。また、可能な限り、大きな声での会話、応援、ハイタッチ等は自粛してください。

変更…活動をしていない時間(休憩中等)は正しい方法でマスクを着用してください。鼻出しマスク、あごマスクは禁止とし、可能な限り不織布マスクの着用を推奨します。また、大きな声での会話、応援、ハイタッチ等は自粛してください。

2. 条件変更開始日 令和 4 年 1 月 17 日（月）より

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会情勢の変化によっては、利用条件等変更や施設利用を中止とさせていただくことがありますので、その際は再度通知させていただきますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

担 当

◆学校施設の利用について
教育部教育施設課

TEL : 0742-34-5357

◆学校施設開放事業について
市民部スポーツ振興課

TEL : 0742-34-5376